

# 憲法9条の会・関西

No. 108 2022年4月1日 発行

発行：憲法9条の会・関西

振替：00980-7-50081

加入者名：憲法9条の会・関西

<https://9jo-kansai.jimdofree.com>

e-mail: [kenpo9kansai@gmail.com](mailto:kenpo9kansai@gmail.com)

## ロシアのウクライナ侵略と憲法9条

代表世話人 澤野義一

### 1. ロシアのウクライナ侵略の違法性

プーチン大統領は2022年2月21日、すでに独立宣言をしていたウクライナ東部2州のドネツクとルガンスク共和国の国家承認を行った上で、ロシアと共和国の相互安全保障条約を締結したことを踏まえ、ウクライナが住民にジェノサイド行為を行っている」と主張する共和国の要請による集団的自衛権行使を口実に、24日からロシア軍は特殊軍事作戦と称してウクライナに軍事侵攻を開始した。しかし、それは国際法違反の侵略であり、その後の戦闘行為の展開も戦争犯罪になる違法行為である。

国連総会は、3月2日、ロシアが核戦力の準備態勢強化を行うことを決定したことや、国連憲章で保障されるウクライナの主権・独立・統一・領土保全原則を侵害したこと等を非難し、ロシア軍の完全かつ無条件の即時撤退を求める決議を行った。決議は中国やインド等35カ国が棄権、ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、シリア、エリトリアの5カ国が反対したが、141カ国の賛成多数で採択された。決議には法的拘束力はないが、ロシアの軍事進攻は正当な集団的自衛権行使として容認できないことが示された。ウクライナがロシアに武力攻撃をしていない状況でロシアが先制的武力攻撃をしたことは、正当な自衛権行使とはいえず、侵略となる。また、2州の共和国は国連が独立国家として認めていないため、集団的自衛権行使をロシ

アに要請しうる資格があるのか疑問もある。

ともかく、国連憲章では武力行使は原則禁止され、国際紛争については外交交渉等による平和的解決が求められている。したがって、後述するように、ロシア側に武力行使に至る国際政治的な背景や動機があるにしても、先制的武力行使による解決は許されない。

ロシアのウクライナ侵攻後の戦闘行為の違法性については、次のことが指摘できる。戦闘行為が始まってしまうと、戦争(武力紛争)や人道保護に関する国際法(1949年以降のジュネーブ諸条約)が遵守されなければならない。同条約では、軍事施設や軍隊と区別しないで、民間施設・病院・教育施設・文化財・無防備都市・住民等を無差別攻撃することが禁止されているほか、原発への攻撃も禁止されている。また占領下においても住民の人権が保障されることになっている。しかし、ロシアの戦闘行為はメディアで連日報道されているように、条約の諸規定に反しており違法である。

ロシアが核兵器の使用をほのめかしている点については、国家存亡の差し迫った危機への自衛の必要性がない限り、核兵器の使用や威嚇は認められないという国際司法裁判所の勧告的意見(1996年)によれば、核兵器をもたないウクライナに対するロシアの核兵器使用の緊急性・必要性はないから、国際法違反であるといえる。(次ページへ続く)

以上のように、ロシアのウクライナ侵略と戦闘行為はジュネーブ諸条約等に反しており、国際刑事裁判所で戦争犯罪が今後問われることになる。

## 2. ロシアのウクライナ侵略の背景

ロシアの侵略戦争がまずは批判されるべきであるが、それと同時に、この問題の国際政治的な背景も見しておく必要がある。冷戦後における東西の軍事同盟体制の縮小・解体の歴史的チャンスが活かされずに、アメリカ中心の NATO と、ソ連中心のワルシャワ軍事機構に代わる CSTO という集団安全保障機構(ロシア、ベラルーシ、カザフスタン等6カ国参加)との米ロ「新冷戦」が存続する中で、その最前線にあるウクライナの政権は、どちらの陣営に与するかを選択を迫られ、揺れ動いてきた経緯がある。

1991年ソ連邦崩壊後、独立した東欧諸国の中には、90年代に中立国を目指す動きもあり、モルドバやトルクメニスタンは永世中立、ベラルーシは中立を憲法で明記し、ウクライナは主権宣言において軍事ブロックに加わらないことを明記した。その一方、東欧諸国の NATO 加盟の権利は認めるが拡大に配慮する趣旨のロシア・NATO 協定(1997年)は、NATO によって無視され、ポーランド、ハンガリー、チェコ、バルト3国等の東欧諸国は次々と NATO に加盟した(当時の16カ国から現在は30カ国)。なお、CSTO に加盟しているベラルーシは、本年2月の国民投票による憲法改正で、建前的な非核および中立条項を放棄し、ロシアのウクライナ侵略戦争を軍事的に支援している。

さて、多くの東欧諸国のようにウクライナも NATO 加盟路線を明確にし、ロシアによるクリミア併合もあってアメリカ等からの武器や資金提供を受けて軍備増強がなされるようになると、ロシアはそれに脅威をいだき、ウクライナの NATO 加盟を阻止することがウクライナ侵略の動機になったと考えられる。それは、ロシアがウクライナとの停戦交渉における要求として、ウクライナの NATO 加盟を阻止する「中立化」と、ロシアへの軍事的脅威をなくす「非武装化」にこだわっていることから見てとれる。

なお、仮に「中立化」が妥当としても、紛争当事国のロシアとウクライナの2国間の合意ではなく、戦前の日ソ中立条約のようにロシアが一方的

に中立を破棄して参戦したようなことが起きないようにするには、多国間ないし国連等を介して「中立化」の内容や保障が決められるべきであろう(武装の有無はウクライナ自身が決めるべき問題)。国連の満場一致で承認・支持された永世中立国として、上記のトルクメニスタンの例が参考になる。

## 3. ロシアのウクライナ侵略と憲法9条

以上のことを踏まえて、最後に、ロシアのウクライナ侵略と憲法9条との関連問題について言及しておくことにする。ロシアのウクライナ侵略と戦争を契機に、日本政府によるウクライナへの防弾チョッキ等の供与が行われたほか、非武装の憲法9条では戦争は防げないとして自衛隊を明記する改憲正当化論、NATO 並みの GDP 比2%の軍事費増額要求、小型原発保有やアメリカとの「核共有」論も顕著になっている。

しかし、まずは、このような動きが、戦争に動員されて武器をもって闘うウクライナ市民の勇敢さや愛国心をメディア等で評価する論調と一体となって大きくなることには警戒する必要がある。日本では有事における国民保護法による市民の戦争協力に関連する。

第2に、ウクライナへの防弾チョッキ等の供与は、紛争当事国への装備品の輸出を禁止している防衛装備移転三原則に反する。なお、アメリカ等のウクライナへの武器供与によりウクライナの軍備が増強され、武器の有効性を試す実験場になっている現実もある。

第3に、「核共有」は、冷戦下の NATO 戦略の遺物であり、しかも数カ国の協力方針にとどまっているほか、核不拡散条約(NPT)が成立してからは核を保有しない国に核を持ち込むことは違反であり、核兵器禁止条約や日本の憲法9条・非核三原則にも違反する。「核共有」を認めれば、沖縄等に核が持ち込まれる恐れがある。

第4に、9条では侵略に対処できないという主張に対しては、ウクライナが専守防衛に備えていても防衛や住民の安全確保がむずかしい現実を直視する必要がある。むしろ軍事的抑止力によらない9条による平和外交政策を平時からとることの方が、侵略の誘因を回避できるように思われる。そのような平和政策として、ジュネーブ諸条約を活かした無防備平和地域宣言等も検討される必要がある。